

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件
控訴人 控訴人1 外5名
被控訴人 国

証拠説明書25 (甲A号証)

2024年5月1日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺 野 朱 美

同 弁護士 三 輪 晃 義

同 弁護士 山 岸 克 巳

同 弁護士 佐 藤 倫 子

同 弁護士 宮 本 庸 弘

同訴訟復代理人 弁護士 森 本 智 子

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第6回期日(2024年11月13日)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A694-1	アミカス・ブリーフ (原文)	写し	2024年 4月1日	ロザリンド・ディクソン、 ゴータム・バティア他 49名	ロザリンド・ディクソン氏 (ニューサウスウェールズ大学教授、ギルバート・トービン公法センター所長)、ゴータム・バティア氏 (ニューデリー弁護士、ジンダル・グローバル・ロー・スクール非常勤教授) らによるアミカス・ブリーフ。 ①国際人権法上、LGBTQIA+カップルに婚姻の権利を承認することが支持されていること ②比較憲法学の分析により同性婚の承認が日本国憲法が目標とする個人の尊厳、平等、自己決定権、プライバシー権の保護を前進させること ③裁判所が同性婚の承認を確保するために必要な救済措置を認める適切な機関であること などの意見が述べられている。
甲 A694-2	アミカス・ブリーフ (訳文)	写し	同上	Lawyers for LGBT and Allies Network	上記訳文。
甲 A695-1	意見書	写し	2024年 1月30 日	立命館大 学名誉教 授 二宮 周平	①戸籍制度を維持するには、パートナーシップ制度より同性婚の方が適合的であること ②パートナーシップ制度を導入する社会と同性婚を導入する社会を比較した場合、同性婚を導入する社会の方が国民の福利を向上させること
甲 A695-2	意見書訂正書	写し	2024年 4月1日	同上	甲 A695の1に関する訂正書
甲 A696	意見書	写し	2020年 8月1日	金沢大学 国際基幹 教育院准 教授 (当 時) 谷口 洋幸	国際人権法の専門研究者である谷口洋幸金沢大学准教授の意見書 ①各国の国家機関は国内法上その国の憲法規範等の統制を受ける立場にあり、国際人権法はこのことを当然の前提とし、結果的に、各国国家機関は、国内法上の統制と国際人権法上の統制に重疊的に拘束されること、 ②性的指向差別と人権侵害への取り組みは国家に課せられた国際人権法上の義務として確立していること、 ③日本は、国連人権理事会の理事国選挙に立候補した際自発的誓約において、国内における性的指向にもとづく差別や人権侵害への取り組みを強調し、国連人権理事会の活動に貢献していくことを明言する等国際的に指導的役割を果たすことを約束していること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲 A697	意見書	写し	2021年 9月21 日	青山学院 大学法学 部教授 谷口洋幸	①札幌地方裁判所が2021年3月17日に言い渡した判決を受けて、谷口教授が国際人権法の観点から、判決に分析を加え、同時に国家の立法裁量について論じたものである。2020年8月1日付意見書を補足するものでもある。 ②国際人権法の観点から、同性カップルに関する法制度の選択に一定の国家裁量を認めるとしてもかなりの程度において制約されるべきであること。 ③札幌地裁の判決が、24条および13条に関して「特定の制度を求める権利」を否定し、広範な裁量を認めたように読める部分は国際人権法上、賛成できないこと。 ④婚姻を同性カップルに求めることは国際人権法上の権利保障に適うものであること。
甲 A698	意見書	写し	2024年 1月24 日	明治大学 安西文雄	①憲法24条1項について、同性婚を拒否し異性婚のみを認める、あるいは異性婚のみを保護し同性婚は保護しないとする趣旨は、憲法制定時においてはそもそも存在しないこと ②婚姻の自由は、純然たる私的領域での人格的結合の自由にとどまらず、婚姻制度へのアクセスの保障も含むこと ③結婚制度が提供する便益・利益は多様であり、有形のみならず無形のものにも及ぶこと ④異性婚に認められるもろもろの便益・利益が同性愛者に認められないということは平等保護条項によって争点化すること ⑤婚姻について立法裁量があるといっても、その裁量が一律に広いとするのは適切ではないのであって、ことがらの性質に応じて、広い裁量もあれば、狭い裁量もあるというべきであること ⑥憲法24条の婚姻の範囲から同性婚を除外することは、立法裁量の濫用となり、許されないこと等
甲 A699	陳述書	写し	2024年 4月1日	大北武己	大北武己が同性パートナーと45年間、実質的に婚姻関係にあったこと。同性カップルであるために婚姻できないまま、パートナーを突然亡くした。パートナーの死後、火葬にも立ち会うことができず、納骨場所も教えてもらえない、住まいや2人の財産、続けてきた仕事を失う等したこと、そして、同性であっても婚姻が可能であればこのようなことにならなかったこと等
甲 A700	陳述書	写し	2024年 4月11 日	近藤佳	戸籍上同性であり結婚ができなかったところ、パートナーが交通事故で突然亡くなり、配偶者でないことから、刑事裁判で被害者遺族として意見陳述することが法律上許されず、自治体のパートナーシップ制度は役に立たなかったこと等